

岸和田市送迎保育ステーション事業 利用案内



岸和田市子ども家庭応援部子育て施設課

1 岸和田市送迎保育ステーション事業について

(1) 事業内容

- 送迎保育ステーションで、朝、保護者から子どもをお預かりし、送迎車両で在籍する保育施設まで送り届けます。
- 夕方、在籍する保育施設から送迎車両で送迎保育ステーションまで子どもを送り届け、送迎保育ステーションにて保護者のお迎えまでお預かりします。

(2) 送迎保育ステーション所在地

市立旭・太田こども園：岸和田市畑町3丁目12-2

■周辺地図



■建物外観



(3) 利用定員

15名

(4) 開所日、開所時間および閉所日

①開所日

月曜日～金曜日（年末年始を除く）

②開所時間

朝：7時15分から8時00分まで

夕方：17時15分から18時30分まで

③閉所日

日曜日及び土曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）、在籍する保育施設の休園日、その他市長が必要と認める日

(5) 対象となる子ども

次の①～⑤の要件を全て満たす子どもが対象です。

- ①市内に住所を有する子ども
- ②市内保育施設（送迎できる対象施設に限る）に在籍する子ども
- ③市から保育認定2号又は3号の認定を受けた1歳児クラス～5歳児クラスの子どもであり、かつ保育必要量が保育標準時間の子ども
- ④送迎車両（大型ワンボックスカー）による送迎が可能である子ども
- ⑤保護者の通勤状況により、在籍する保育施設まで保護者による送迎が困難な子ども

(6) 送迎できる保育施設

保育施設名	所在地	電話番号
星光こども園 星光乳児室	荒木町1丁目28-17	443-4819
ピープル大芝チャイルドスクール	磯上町3丁目14-12	438-3571
春木カトリック幼稚園	吉井町1丁目6-15	443-5225

※すべて認可保育施設（民間）

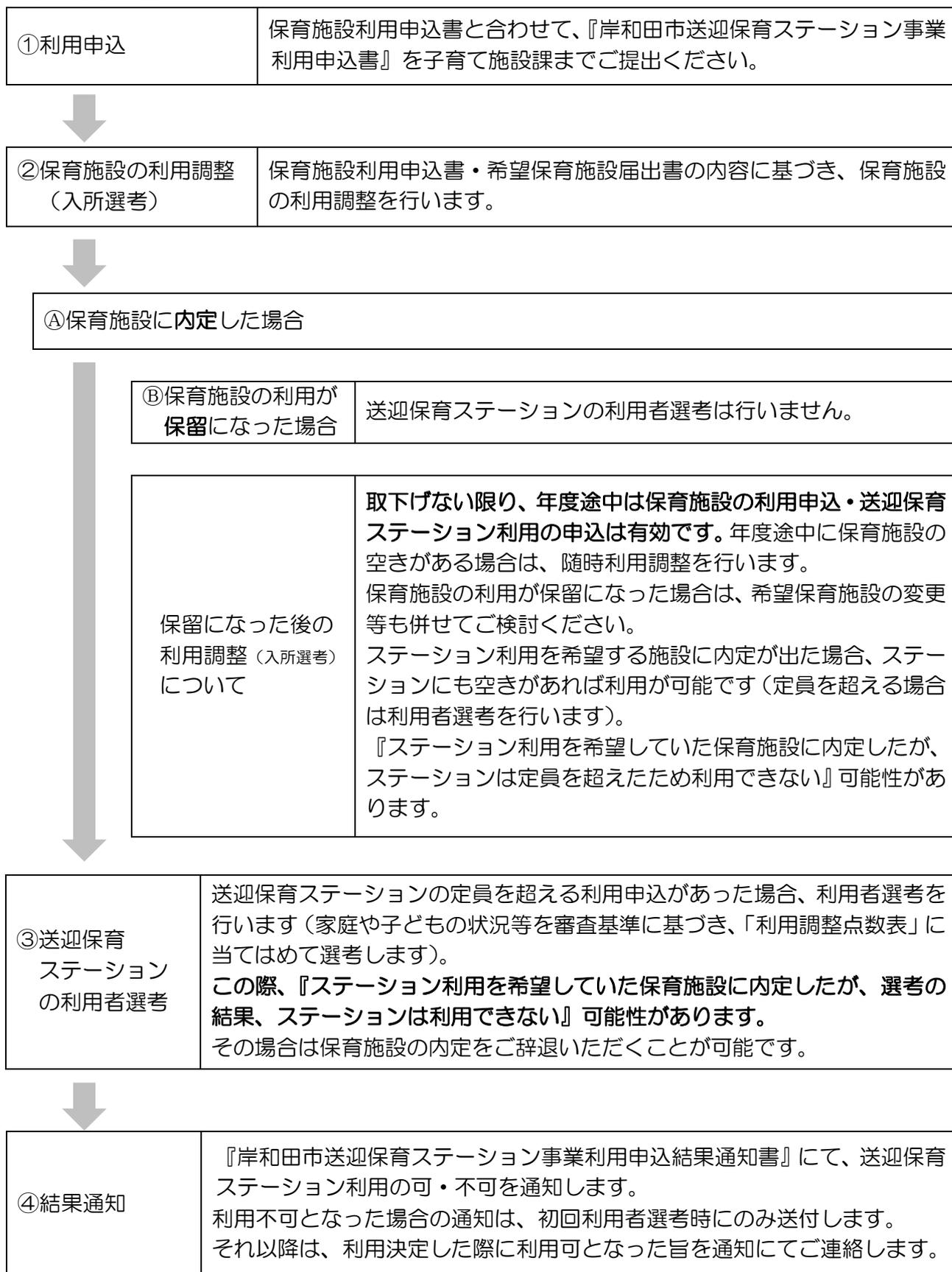
(7) 1日の流れ

時間		内容
朝	7:15～ 8:00	保護者が送迎保育ステーションに子どもをお連れください。 ※ 当日の朝に利用をキャンセルする場合は 7:30 頃までに在籍する保育施設及び送迎保育ステーションへご連絡ください。
	8:10 頃	送迎保育ステーションから在籍する保育施設へ子どもをお送りします。
日中	9:15 頃～ 16:00 頃	在籍する保育施設にて保育 ※ 当日の夕方利用をキャンセルする場合は、 15:30 頃までに在籍する保育施設及び送迎保育ステーションにご連絡ください。
夕方	16:30～	在籍する保育施設から送迎保育ステーションへ子どもをお送りします。
	～18:30	送迎車両到着後、送迎保育ステーションで子どもをお預かりします。 保護者が送迎保育ステーションにお迎えに来てください。

(8) 利用料金

無料

(9) 利用申込の流れ



(10) 継続利用の申込

年度を超えて継続利用する場合、毎年度 10 月中旬までに利用申込書（継続）を送迎保育ステーションに提出して下さい（期限については別途通知します）。期限までに提出されなかった場合、継続利用する意思がないものと見なします。

(11) 利用の中止

送迎保育ステーションの利用を中止する場合、中止を希望する月の前月 5 日（5 日が土・日・祝日の場合は前開庁日）までに「岸和田市送迎保育ステーション事業利用中止届」を子育て施設課に提出して下さい。

2 ご利用にあたっての主な留意事項

送迎保育ステーションを利用する方は、次のルールを遵守していただきます。

(1) 送迎保育ステーションの利用開始にあたって

- ①利用申し込みの際には、「岸和田市送迎保育ステーション事業利用案内」をよくお読みいただき、送迎保育事業の内容についてあらかじめ十分ご確認ください。
- ②利用決定後に送迎保育ステーションで面談を行います。
面接の日時は、後日、送迎保育ステーションから連絡します。

(2) 送迎車両の運行について

- ①送迎車両の運行は、1 日あたり朝夕の 1 往復となります。
- ②自然災害（地震・台風・雪・大雨洪水・強風など）により、送迎車両を運行できない場合があります。その場合は、送迎保育ステーションから保護者に連絡します。
- ③当日の交通道路事情や天候などにより、送迎車両の運行に遅延が発生する場合があります。

(3) 利用ルールについて（一般）

①利用できる子どもについて

送迎中に車両のシートに座っていることができない子どもは、送迎保育ステーションを利用できません。（1 歳児はチャイルドシートを着用します）

②送迎保育ステーションへの登降園について

ア 送迎保育ステーションへの登降園は、保護者同伴で行ってください。

イ 登降園当日に欠席等の連絡を行う場合は、送迎保育ステーション・在籍する保育施設それぞれに保護者が直接行ってください。
送迎保育ステーションでは、在籍する保育施設への取次ぎは行いません。在籍する保育施設への連絡は、保護者の方が直接行ってください。

ウ 送迎車両では、決められたルート・時間を目安に運行しますので、乗り遅れないように子どもを送迎保育ステーションへ預けてください。乗り遅れた場合は、保護者の方が直接、在籍する保育施設へ送迎してください。

③持ち物等について

- ア 通園バッグをはじめ全ての持ち物には、目で見えてわかる場所に「在籍園名」と「利用する子どもの名前」を記入してください。
- イ 在籍園での工作物、現金、服薬中の薬等はお預かりできません。布団等の大きな荷物については、お預かりの際に保護者の方がご自身で送迎バスに積み込んでください。

④在籍する保育施設とのコミュニケーションについて

在籍する保育施設と保護者の方との直接的な関わりは、子どもの成長に欠かせないものです。保育施設の指定する方法で、日頃からコミュニケーション確保にご理解・ご協力ください。

⑤その他

ルールを遵守できない場合、利用解除となることがあります。

(4) 利用ルールについて（子どもの健康状態）

①自宅での健康状態チェックについて

- ア 朝、自宅を出発するまでに、子どもの健康状態チェックをお願いします。
- イ 次の①～⑤のいずれかにあてはまる場合、送迎保育ステーションは利用できません。
 - ①37.5℃以上の発熱があるとき
 - ②24 時間以内に嘔吐もしくは下痢があるとき
 - ③感染性が疑われる症状（眼充血・目やに・発疹など）があるとき
※ただし、医師の診断を受け感染の恐れがないと判断された場合は利用可能
 - ④頭部等を打撲し、医師の診察を受けていないとき
 - ⑤ひどい呼吸器症状（咳など）があるとき

②送迎保育ステーションでの子どもの健康状態確認について

- ア 朝、送迎保育ステーションに子どもを預ける際、送迎保育ステーション職員が健康状態確認を行いますので、子どもの健康状態を申し出てください。
- イ 送迎保育ステーション職員による健康状態確認の結果、送迎保育ステーションを利用できないことがあります。

③子どもの健康状態が優れない場合等について

送迎保育ステーションで子どもを預かる際、子どもの健康状態が優れない場合や感染症の疾病中等は、送迎保育ステーションを利用できません。

④送迎保育ステーションで預かり後の健康状態悪化について

- ア 送迎保育ステーションへ登園してから朝の送迎車両乗車までの間に、子どもの健康状態が悪化した場合は、朝の送迎車両に乗車できません。保護者の方が、送迎保育ステーションへお迎えに来てください。

イ 朝の送迎車両車内において、子どもの健康状態が悪化した場合、在籍する保育施設に預けることができません。その場合は送迎保育ステーション職員から連絡しますので、保護者の方が、送迎保育ステーションへお迎えに来てください。

⑤在籍する保育施設での保育中の健康状態悪化について

保育中に子どもの健康状態が悪化した場合、夕方の送迎車両乗車および送迎保育ステーションの利用はできません。保護者の方が、在籍する保育施設へ直接お迎えに来てください。

⑥感染症の対応について

感染症により、在籍する保育施設をお休みされ、期間経過後に利用される場合、在籍する保育施設へ提出される書類（医師の意見書等）の写しを送迎保育ステーションに提出してください。

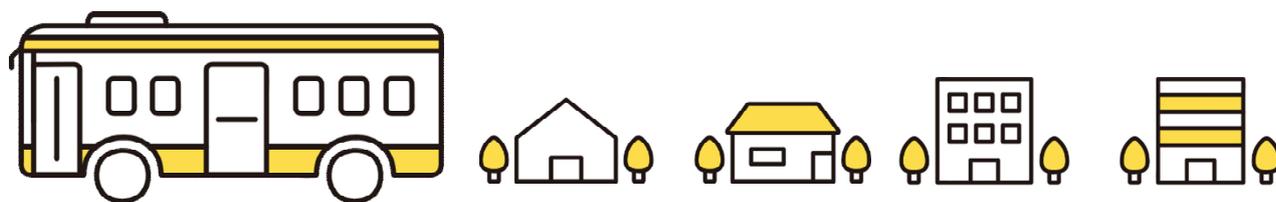
3 利用の制限について

次のいずれかに該当する場合、送迎保育ステーションを利用できない、または利用中であっても利用解除となることがあります。

- (1) 対象子どもの要件を満たさなくなった場合
- (2) 利用する子どもまたは保護者が送迎保育ステーション職員の指示に従わない場合
- (3) 利用申込内容が事実と異なる場合
- (4) 利用する子どもおよび他の利用子どもの安全確保が困難である場合、または困難であると予見される場合
- (5) その他、市が送迎保育ステーションの利用を不適當と認めた場合

4 利用中の事故・怪我について

送迎保育ステーション利用中において、子どもに事故または怪我があった場合には、市が加入する保険の範囲内で対応します。



5 送迎保育ステーション事業 Q&A

(1) 利用対象者について
Q：岸和田市外に居住していますが、広域利用で岸和田市内の保育施設に通う場合、送迎保育ステーションは利用できますか？ A：岸和田市外に居住の方は、ご利用いただけません。
Q：利用できない要件はありますか？ A：要件にかかわらず、保育必要量が短時間での利用となる場合は利用できません。
Q：現在は送迎保育ステーション近隣に住んでいませんが、保育施設入所のタイミングで転居を予定しています。今は送迎対象施設の近くに住んでいますが、転居後送迎保育ステーションを利用したいと思っています。 送迎保育ステーションの申込に、現住所の制限はありますか？ A：岸和田市内に居住されているのであれば、住所による制限はありません。どなたでもお申込みいただけます。
Q：入園時は2・3号で通っていましたが、満3歳から1号で通うことになりました。ステーションは引き続き利用できますか？ A：1号認定のかたは、ご利用いただけません。 1号認定となる月の前月5日までに、子育て施設課に「岸和田市送迎保育ステーション事業利用中止届」を提出してください。
Q：標準時間認定から短時間認定に変更となりますが、継続して利用することはできますか？ A：短時間認定の方は、ご利用いただけません。 短時間認定となる月の前月5日までに、子育て施設課に「岸和田市送迎保育ステーション事業利用中止届」を提出してください。
Q：短時間認定に変更後、再度標準時間認定に変更することになりました。送迎保育ステーションの利用には再度申込みが必要ですか？ A：送迎保育ステーションの利用は一度解除されていますので、再度申込みが必要です。 送迎保育ステーションに空きがない場合は、標準時間認定に戻ってもステーションの利用はできません。

(2) 利用申込について
Q：年度の途中でも申込は可能ですか？ A：利用者の状況により、随時利用募集を行います。
Q：送迎保育ステーションの利用についても選考はありますか？ A：定員を上回る利用申込があった場合は、岸和田市の「利用調整点数表」に基づき選考となります。選考結果によっては、ご利用いただけない場合があります。
Q：利用を中止したい場合はどうすればいいですか？ A：利用中止を希望する月の前月 5 日までに、子育て施設課に「岸和田市送迎保育ステーション事業利用中止届」を提出してください。
Q：住所や連絡先など、当初の申請内容が変わる場合はどうすればいいですか？ A：変更が生じましたら、速やかに送迎保育ステーションへ「岸和田市送迎保育ステーション事業申込内容変更届」を提出してください。

(3) 利用について
Q：1 日だけの利用はできますか？ A：送迎対象の保育施設に入所している期間中、継続して送迎保育ステーションを利用する児童が対象となりますので、1 日だけのご利用はできません。
Q：毎日の利用でなくても（週 2～3 回利用など）、送迎保育ステーションを利用できますか？ A：利用可能です。「岸和田市送迎保育ステーション事業利用届出書」に利用を希望する曜日をご記入ください。
Q：送り迎えのどちらか一方だけの送迎保育ステーションの利用もできますか？ A：利用可能です。「岸和田市送迎保育ステーション事業利用届出書」に利用を希望する時間帯をご記入ください。
Q：利用する曜日や時間帯、送迎者が変更となる場合はどうすればいいですか？ A：送迎保育ステーションへ「岸和田市送迎保育ステーション事業利用内容変更届出書」を提出してください。
Q：夕方利用の場合、夕方のおやつ提供はありますか？ A：おやつ提供はありません。
Q：在園する施設への連絡事項がある場合、園とステーションで情報の取次ぎをしてもらえますか？ A：送迎保育ステーションでは、保育施設への取次ぎは行いません。保育施設に連絡事項がある場合は、保育施設の定める方法により、保護者自身で、直接保育施設へご連絡ください。

(4) 利用当日の連絡について

Q：利用当日の朝に、子どもの体調不良により、急遽送迎保育ステーションを利用しなくなった場合、連絡はどうすればいいですか？

A：利用を当日キャンセルする場合は、送迎保育ステーションと在籍する保育施設の双方に保護者の方から直接連絡をお願いします。

送迎保育ステーションには、7：30 頃までに連絡してください。

Q：利用当日に、急遽夕方の送迎保育ステーションを利用せず直接迎えに行く場合、連絡はどうすればいいですか？

A：夕方の送迎保育ステーションを当日キャンセルする場合は、送迎保育ステーションと在籍する保育施設の双方に保護者の方から直接連絡をお願いします。

送迎保育ステーションには、15：30 頃までに連絡してください。

Q：子どもが発熱した等の理由で在籍する保育施設からお迎え要請の連絡があった場合、送迎保育ステーションの利用は可能ですか？

A：体調不良の子どもについては送迎車両・送迎保育ステーションの利用ができませんので、保護者の方が在籍する保育施設へ直接お迎えをお願いします。

Q：利用申込時は送迎する保護者を父母としていましたが、利用当日に急遽祖父母に変わる場合はどうすればいいですか？

A：送迎者が当日変更となる場合は、送迎保育ステーションと在籍する保育施設の双方に保護者の方（変更前）から直接連絡をお願いします。

送迎保育ステーションには7：30 頃（夕方は15：30 頃）までに連絡してください。
また、送迎者を恒常的に変更する場合は、変更を希望する月の前月 20 日までに、送迎保育ステーションへ「岸和田市送迎保育ステーション事業利用内容変更届」を提出してください。

Q：在籍する保育施設と送迎保育ステーションの両方に連絡事項があります。園とステーションで取次ぎしてもらえますか？

A：送迎保育ステーションでは、保育施設への取次ぎは行いません。送迎保育ステーションと在籍する保育移設の双方に、保護者の方から直接連絡をお願いします。

(5) 送迎車両の運行について

Q：送迎保育ステーションと在籍する保育施設との間（自宅など）で送迎車両に乗降できますか？

A：送迎途中での乗降はできません。安全性等の観点から子どもの乗降は送迎保育ステーション及び在籍する保育施設のみとなります。

Q：送迎車両の発車時間に間に合わない場合は待ってもらえますか？

A：複数の子どもが利用するため、送迎車両の発車時間に間に合わない場合は、保護者の方が直接送迎してください。

Q：送迎時間以外の時間でも送迎してもらえますか？

A：送迎時間以外での送迎は行いません。

Q：送迎車両は安全ですか？

A：送迎車両 1 台あたり運転手の他に保育士が同乗することにより、子どもの安全確保に努めてまいります。

また送迎車両には子どもの置き去り防止安全装置の設置も行います。

なお、送迎車両の乗車中に、子どもが送迎保育ステーション職員の指示に従わないなど安全が確保できないと判断される場合、利用ができなくなる場合があります。

Q：送迎車両の乗車時間はどれくらいになりますか？

A：利用する子どもの状況によりコースが異なりますが、40分以内になるよう巡回する予定です。

<<MEMO>>